

病児保育の感染基準等

当病児保育室では以下の基準で運用します

- (1) に該当する疾患 → 利用できません
- (2) に該当する疾患 → 利用できます

-
- (1) 学校感染症の第一種に該当する疾患および結核など
 - (2) 学校感染症の第二種および第三種に該当する疾患、および上気道炎、胃腸炎などの感冒性疾患、非感染性疾患（喘息、アトピーなどのアレルギー疾患、熱性痙攣後など一部の神経疾患、その他）

(参考) 学校感染症とは

第一種：まれだけど、重大な感染症

(内容) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

第二種：放置すれば学校で流行が広がる可能性がある飛沫感染する感染症

(内容) インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核など

第三種：飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校での流行が広がる可能性がある感染症

(内容) 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、およびその他の伝染病